

# 意見招請実施要領

件名：有償資金協力システム：海外投融資（融資）に関するシステム構築等

2020年12月25日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

独立行政法人国際協力機構（以下、「当機構」と記載）では「有償資金協力システム：海外投融資（融資）に関するシステム構築等」について、技術的対話を用いた企画競争方式による調達手続きにより、業務委託先を選定する予定です。

つきましては、現在検討を行っている別添の調達仕様書（案）等を公表し、同案に対する意見を募集することとしましたので、下記要領により調達仕様書（案）等に対する御意見をお寄せください。

#### 1 意見提出先

独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課

電子メールアドレス e\_sanka@jica.go.jp

・住所： 〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

・電話： 03-5226-6609

#### 2 意見提出期限

2021年1月29日（金）正午（必着のこと）

#### 3 意見提出方法

「意見提出フォーマット」※に記入のうえ、上記2の提出期限までに、上記1の電子メールアドレス宛に、電子データ（エクセル形式）でのご提出をお願いいたします。

メールタイトル「意見提出：有償資金協力システム：海外投融資（融資）に関するシステム構築等」

※「意見提出フォーマット」の用紙については、当機構ホームページ

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

に掲載された様式のうち、「質問書」（エクセル形式）を適宜修正して作成願います。

#### 4 ご意見への回答時期

意見提出期限までにいただきましたご意見及び回答を次のとおり閲覧に供します。

国際協力機構ホームページ（<https://www.jica.go.jp>）

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/index.html>）

→「主として国内対象」から該当する調達項目を選んでください。

#### 5. 資料交付

##### （1）交付方法

希望者には意見提出にあたって以下の資料を交付します。

No	資料名
1	プロジェクト実施計画書（案）

(2) 交付期間

2021年12月25日(金)～2021年1月28日(木)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 申請方法

- ① 交付申請用メールアドレス ( isti2@jica.go.jp ) 宛てにメール送信ください(電話による申請は不可)。
- ② 当機構からの返信メールで機密保持誓約書の様式を送付しますので、同誓約書に必要事項を記入し代表者印捺印のうえ印影付きPDFをメール添付で機構に送信ください。
- ③ 当機構で同誓約書内容を確認し問題がなければ資料(データ)の授受方法についてメールで連絡します。

(4) 交付申請メール記載要領

件名:「海外投融資(融資)に関するシステム構築等の意見招請」秘密保持誓約書交付申込み(貴社名)

本文:メール本文は不要。

(5) 禁止事項

交付資料の第三者への提供その他、当機構が認めない使用方法は不可とします。

別添資料

別添 調達仕様書(案)

別添

「有償資金協力システム：海外投融資（融資）に関するシステム構築等」

調達仕様書（業務仕様書）

（案）

2021年●月

独立行政法人 国際協力機構

## 第1 調達（契約）件名

## 第2 業務仕様書

1. 調達案件概要
2. 情報システムに求める要件
3. 業務実施内容
4. 業務の実施体制・方法
5. 業務実施にあたっての遵守事項
6. 成果品の取扱い
7. 再委託に関する事項
8. 資料交付
9. その他

## 第1 調達（契約）件名

有償資金協カシステム：海外投融資（融資）に関するシステム構築等

## 第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）が実施する「有償資金協力システム：海外投融資（融資）に関するシステム構築等」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

### 1. 調達案件概要

#### (1) 調達背景・目的

##### ① 本件業務の目的

有償資金協力システムは、有償資金協力業務に関する案件監理や債権管理、各種統計作成等の業務処理を実施するための金融勘定系システムである。勘定系及び情報系システムにより構成され、有償資金協力業務の実施に必要な不可欠な重要な基幹システムである。

当機構が実施する有償資金協力業務は主に、以下の三つのスキームに大別される。

(ア) 海外投融資（融資）

(イ) 海外投融資（出資）<sup>1</sup>

(ウ) 借款<sup>2</sup>

上述の(イ)海外投融資（出資）及び(ウ)借款の業務実施・管理は、2017年11月より稼働している現行の有償資金協力システム（以下、「現行有償システム」という。）により、引続き実施される予定である。

他方、(ア)海外投融資（融資）は、後述の背景等を踏まえ、現行有償システムとは異なる新規の基幹システムを構築し、業務実施・管理を行う予定である。

本件業務は、上述の海外投融資（融資）の基幹システム（以下、「新海投システム」という。）構築を求めるものであり、新海投システム構築により、将来的に多様な融資条件や、現時点で実務実績のない融資商品も支障なく案件形成・債権管理が可能な汎用的な構成とし、事務過誤の起こりづらい業務処理体系の整備、及び、業務効率化が促進され、以て当機構の実施する海外投融資（融資）業務の拡大に寄与することが期待されている。

##### ② 新海投システム構築に至る背景

<sup>1</sup> 開発途上国で事業を行う民間企業等に対し、当該事業に必要な資金を出資するスキーム。

<sup>2</sup> 開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組みを支援するスキーム。

近年、開発途上国においては、対外債務管理強化の一環として借入金  
利、借入通貨に対する関心が従来に比して高まっている。一部の国に  
おいては、自国通貨建て債券発行も含めた資金調達の多様化を实践し  
ている状況にある。同様に、開発途上国において事業を行う民間企業  
の間でも、借入に伴う為替リスク管理の重要性が再認識されている。  
かかるニーズに対応するため、世界銀行グループ、アジア開発銀行等  
の国際機関に加え、独 KfW、仏 AFD グループといった二国間開発金融機  
関においても、融資通貨の多様化、現地通貨建て債券市場の育成・活  
性化等に取り組んできている。

かかる状況の中、日本政府が 2015 年 5 月に公表した「質の高いイン  
フラパートナーシップ」の実現のための方策として借入人のニーズにあ  
わせた円借款や海外投融資の制度改善が進められた。この結果、2015  
年以降、当機構の有償資金協力業務の新技术として外貨建て商品（米  
ドル建て及び現地通貨建て海外投融資（融資）、並びに米ドル建て借  
款）が制度化された。外貨建て商品においては、特に海外投融資の外  
貨建て融資のニーズが高く、今後も新規案件が増加していくことが  
想定されている。

一方、当機構業務の通貨建てはこれまで基本的に円建てであったこ  
とから、現行有償システムは、円建て商品等（円借款（外貨返済型円  
借款を含む）、円建て海外投融資（融資）、海外投融資（出資））を  
前提として設計・構築されており、外貨建て商品に対応する機能は  
実装されていない。そのため、外貨建て商品に関する業務は、各  
部門が掌理する個別システムを分散的に利用しつつ遂行している状  
況であり、外貨建て商品の制度設計は、上述のシステム機能の実装  
状況および業務遂行上の制約要因を前提に、運用上の網羅性や柔  
軟性が劣化したものとなっている。

このような状況を踏まえ、当機構は 2018 年 10 月より外貨建て  
商品等のシステム対応方針の検討及び外貨建て商品制度設計の見直  
しを実施し、当機構にとって最適なシステム対応方法を検討した。

上記検討の結果、海外投融資（融資）については、2020 年 1 月、  
既存の基幹システムで管理している円建ての融資も含め、新規の  
基幹システムである新海投システムを構築することが決定された。

当機構はこれを踏まえ、2020 年 5 月より、海外投融資（融資）に  
係る要件定義及び新海投システムの構築計画策定を実施中である。



## (2) 業務・システムの概要

### ① 業務概要

海外投融資（融資）は、開発途上国において開発効果の高い事業を実施する民間企業等に対して資金面の援助を行うものであり、商品設計上、承諾通貨（又は貸付実行枠の管理通貨）を基準に、円建て融資、米ドル建て融資、及び現地通貨建て融資の三つに分類される<sup>3</sup>。

海外投融資（融資）の特徴として、市中銀行との協調融資案件がある点とおり、一般の国内外金融機関や他開発金融機関が行う融資業務と類似性が極めて高く、また、市場慣行に即した手続きが中心である点が挙げられる。他方、協調融資先が多岐に亘ることもあり、貸付・回収の契約内容は個別案件ごとに大きな差異がある。また、現在まで新規案件の組成に並行する形で制度設計・商品設計を随時更新してきており、今後も継続して追加的な業務要件が発生する可能性がある。

### ② 新海投システム概要

新海投システムは、当機構による海外投融資（融資）の案件監理及び債権管理を実施することを目的に、案件承諾から完済までを一元的に管理することが求められている。詳細は「プロジェクト実施計画書」を参照すること。

なお、上述の業務上の特徴を踏まえ、貸付実行や利息計算、手数料請求、償還予定の作成等は既存の制度設計や商品設計に拠らず、柔軟且つ汎用的に設定・管理できることが強く求められる。

## (3) 契約期間（予定）

2021年8月から2029年3月まで（うち、要件定義・設計・構築期間 2021年8月～2023年12月（29ヶ月）、運用・保守期間 2024年1月～2029年3月（63ヶ月））

なお、要件定義・設計・構築期間及び運用保守期間の内訳はあくまで目安であり、応札者の技術提案に於いて異なる期間を提案することを妨げない。

## (4) 調達範囲

本調達は、新海投システムに係る要件定義・設計・開発、運用・保守業務及び付帯する業務を調達範囲とする。

---

<sup>3</sup> ただし、複数の通貨建てで貸付実行枠を管理するような複数通貨建て案件も既に承諾実績があり、

## 2. 情報システムに求める要件

詳細は後述の申請により資料交付予定の「プロジェクト実施計画書」を参照すること。

## 3. 業務実施内容

### (1) 新海投システムプロジェクト実施計画書等の作成

受注者は、要件定義・設計・開発実施計画書及び要件定義・設計・開発実施要領の案を作成し、当機構の承認を得ること。なお、要件定義・設計・開発実施計画書及び要件定義・設計・開発実施要領の記載内容はデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン(2019年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「標準ガイドライン」という。)[第5章 要件定義]、「第7章 設計・開発」で定義されているものとする。

### (2) 要件定義

受注者は、業務要件をもとにシステム機能要件、非機能要件を整理し、要件定義書として文書化し、当機構の承認を得ること。

### (3) システム設計

- ① 受注者は、機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計及び詳細設計を行い、成果品の各種設計書について当機構の承認を得ること。なお、基本設計においては、「プロジェクト実施計画書」に於いて提示される機能要件及び非機能要件に基づいてシステムにおける処理内容を定義すること。詳細設計においては、前述の基本設計の内容に沿ってコンポーネントの入出力仕様や処理仕様を詳らかに定義すること。ただし、応札者の技術提案に於いて、当機構が提示する機能要件及び非機能要件に対する変更案を提示することを妨げない。
- ② 受注者は、新海投システムの移行の方法、環境、ツール、段取り等を記載した移行計画書を作成し、当機構の承認を得ること。
- ③ 受注者は、運用設計及び保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用計画及び保守計画の案を作成し、当機構の承認を得ること。
- ④ 候補となる機器等については予め当機構に機器等リストを提出し、当機構がサプライチェーンリスクに係る懸念が払拭されないと判断した

---

全ての案件がこの分類に則って設定されているわけではない。

場合には、代替品選定やリスク低減対策等、当機構と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

#### (4) 開発・テスト

① 受注者は、開発にあたり、アプリケーションプログラムの開発又は保守を効率的に実施するため、プログラミング等のルールを定めた標準（標準コーディング規約、セキュアコーディング規約等）を定め、当機構の承認を得ること。

② 受注者は、開発にあたり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法（たとえば、標準コーディング規約遵守の確認、ソースコードの検査、現場での抜き打ち調査等についての実施主体、手順、方法等）を定め、当機構の承認を得ること。

③ 受注者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、当機構の承認を得ること。

単体テストにおいては、詳細設計で定義された各機能の最小単位での不具合を摘出し、機能の正確性を検証するとともに、コンポーネントを統合した最小機能単位でのテストの実施及び機能の正確性も検証すること。

結合テストにおいては、分解されたシステム領域内を範囲として、各機能が有機的に連携して、予め定められた要件を満たしているか検証すること。なお、この検証は本業務に於いて開発を行う全てのシステム領域に於いて実施し、その品質が満たされていることを確認すること。

総合テストにおいては、サイクルテスト（機能要件に準じた時系列テストを行うこと。加えて、ソフトウェア、基盤、ネットワーク、及び他システム連携について、予め定められた要件を満たしているか検証すること。）、運用テスト（セキュリティ、操作性、システム運用、障害復旧、及びBCP発動対応について、予め定められた要件を満たしているか検証すること。）、移行・切替リハーサル、及びユーザー受入テストの実施支援を実施すること。

なお、ユーザー受入テストでは、当機構側の複数部署のユーザーが業務・システムの運用に支障がないことを自ら確認する予定。受注者は、受入テスト実施にあたって、環境整備や運用等の支援を行うこと。

④ 受注者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、アプリケー

ションプログラムの開発、テストを行うこと。受注者は、テスト計画書に基づき、各テストの実施状況及びその結果を当機構に報告すること。

(5) データ移行

- ① 受注者は、当機構の受入テスト実施後の移行判定を受けて、移行計画書に基づく移行作業を行うこと。なお、移行判定までに当機構より単体・結合・総合テスト結果報告書と移行計画書の承認を得ること。
- ② 受注者は、データ移行にあたり、新海投システムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、移行要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する手順書を作成し、当機構の承認を得ること。
- ③ 受注者は、上記手順書に従い、データを変換・移行した後は、移行後のデータだけでなく、例外データ等についても確認を行い、データの信頼性の確保を図ること。

(6) 引継ぎ

受注者の設計・構築チームは、設計・開発の設計書、作業経緯、残存課題等を文書化し、運用・保守チームに対して確実な引継ぎを行うこと。

(7) 教育

受注者は、教育実施計画書の作成、教育に使用する教材の作成、集合型研修を含む教育の実施、及び教育実施報告書の作成を行い、当機構の承認を得ること。教育に使用する教材は、システム操作手順書とする。

(8) 運用・保守

受注者は運用・保守計画に則り、保守作業を行う。また、運用・保守チーム要員に対して情報セキュリティ教育を実施し、新海投システム稼働開始より、「5. 業務実施に当たっての遵守事項」に則ったシステム運用を可能とすること。

(9) 定例会等の実施

- ① 受注者は、設計・構築期間において定例会を原則毎週開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。また、運用・保守期間において定例会を毎月開催し、運用・保守状況を報告すること。
- ② 当機構から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、

必要資料を作成の上、定例会とは別に会議を開催すること。

- ③ 受注者は、会議終了後すみやかに議事録を作成し、当機構の承認を得ること。

(10) 成果物の範囲、納品期日等

詳細は後述の申請により資料交付予定の「プロジェクト実施計画書」を参照すること。

4. 業務の実施体制・方法

詳細は後述の申請により資料交付予定の「プロジェクト実施計画書」を参照すること。

5. 業務実施にあたっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

本業務における機密保持、資料の取り扱いについては、以下のとおりである。

- ① 受注者及び本業務における作業従事者（再委託先及びその作業従事者を含む。）は、業務上知り得た事項について、いかなる場合にもこれを第三者（受注者の社内において、本業務を担当している部署以外の部門・親会社を含む関連会社、株主に対しても）に漏らしてはならず、本業務の目的以外に利用してはならない。また、機器、プログラム、データ、文書等については、当機構の許可なく当機構の本部から持ち出してはならない。本契約の終了後においても同様とする。受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、受注者は、当機構に直ちに報告しなければならない。また、その事故の損害に対する賠償等の責任について、当該再委託先の責任はもとより、受注者の責任も免れ得ない。
- ② 本業務を履行するために必要である場合に限り、受注者は、当機構が保有する各種資料等の閲覧、貸出しを申し入れることができる。貸出しの場合、受注者は、借用書等、当機構が指定する書類を提出するものとする。
- ③ 本業務上知り得た事項について、業務終了等により不要となった場合、返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にし、「情報消去・破棄証明書」を提示するものとする。
- ④ 受注者は、サプライチェーンリスクの増大又は顕在化の防止を目的とし、再委託先の資本関係・役員等の情報、本委託業務の実施場所、委託事業

従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提出すること。

- ⑤ 以上の事項が適切に講じられていることを確認するため、当機構は受注者に遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて当機構による実地調査を実施できるものとする。

## (2) 個人情報の取扱い

本業務における個人情報の取り扱いについては、以下のとおりである。

- ① 個人情報の取扱いに係る事項について当機構と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
  - (ア) 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
  - (イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）
- ② 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、当機構の了承を得たうえで実施すること。
- ③ 個人情報を複製する際には、事前に当機構の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- ④ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、当機構に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- ⑤ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

## (3) 法令等の遵守

本業務における遵守する法令等については、以下のとおりである。

- ① 契約書条文のほか、民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法及び独

立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

- ② 受注者は、本業務の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案権及び意匠法上の権利又は技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。受注者が必要な措置を講じなかったことにより当機構が損害を受けた場合は、当機構は、受注者に対してその賠償を請求することができる。

#### (4) 標準ガイドラインの遵守

本業務の遂行に当たっては、標準ガイドラインに基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン解説書（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室及び総務省行政管理局）」（以下「解説書」）を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

#### (5) 情報セキュリティ要件の遵守

当機構が定める「情報セキュリティ管理規程平成 29 年規程（情）第 14 号」及び「情報セキュリティ管理細則（平成 29 年細則（情）第 11 号）」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、「情報セキュリティ管理規程（平成 29 年規程（情）第 14 号）」及び「情報セキュリティ管理細則（平成 29 年細則（情）第 11 号）」は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。また、「情報セキュリティ管理規程（平成 29 年規程（情）第 14 号）」及び「情報セキュリティ管理細則（平成 29 年細則（情）第 11 号）」が最新版の統一基準群を反映するまでの期間についても、最新版の統一基準群を遵守すること。

#### (6) 情報システム監査

本調達における納入物に関するシステム監査等が実施される場合は、受注者は積極的に技術支援および情報提供等を行うこと。

#### (7) 機器の選定

候補となる機器等については予め当機構に機器等リストを提出し、当機構がサプライチェーンリスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等、当機構と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

## 6. 成果品の取扱い

詳細は後述の申請により資料交付予定の「プロジェクト実施計画書」を参照すること。

## 7. 再委託に関する事項

### (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ① 受注者は、本業務の全部を又は主たる部分（要件定義・設計・開発実施計画業務、運用業務等）を再委託してはならない。しかし、本業務の開発方式に既存のパッケージ製品又は既存のサービスのカスタマイズを選択した場合においては、既存のパッケージ製品又は既存のサービス固有の保守に限り再委託を認める。
- ② 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ③ 受注者は、再委託先の行為について、一切の責任を負うものとする。再委託先が第三者に委託する場合等についても同様とする。
- ④ 受注者は、機密保持に関する事項等、本仕様書において定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施すること。
- ⑤ 再委託を行う場合、再委託先が本仕様書に記載の入札制限に該当しないこと。
- ⑥ 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。

### (2) 承認手続

本業務における承認手続については、以下のとおりである。

- ① 受注者は、本業務の一部合理的な理由及び必要性により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について技術提案書で提案し、当該手続の際には書面で当機構に提出し、あらかじめ承認を得ること。
- ② 受注者は、前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を当機構に提出し、承認を得ること。



と。

- ③ 再委託の相手方がさらに委託を行うなど、複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方への商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲を当機構に事前に書面で提出し、承認を得ること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本仕様書に定める義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、当機構は、当該再委託先等への再委託又は再々委託の中止を請求できる。

8. 資料交付

(1) 交付方法

競争参加資格証明書を提出した者は当機構からの参加資格有の確認通知を受領後、以下の資料交付を申請することができます。

No	資料名
1	プロジェクト実施計画書

(2) 交付期間

2021年●月●日（●）～2021年●月●日（●）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 申請方法

- ① 交付申請用メールアドレス（[isti2@jica.go.jp](mailto:isti2@jica.go.jp)）宛てにメール送信ください（電話による申請は不可）。
- ② 当機構からの返信メールで機密保持誓約書の様式を送付しますので、同誓約書に必要事項を記入し代表者印捺印のうえ印影付きPDFをメール添付で当機構に送信ください。
- ③ 当機構で同誓約書内容を確認し問題がなければ資料（データ）の授受方法についてメールで連絡します。

(4) 交付申請メール記載要領

件名：「海外投融資（融資）に関するシステム構築等」秘密保持誓約書交付申込み（貴社名）

本文：メール本文は不要。

(5) 禁止事項

交付資料の第三者への提供、その他当機構が認めない使用方法は不可とします。

9. その他

(1) 応札制限

調達の公平性を確保するため、本調達仕様書の作成支援にあたる業務の受注者及び同事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者の場合は、本調達案件の入札に参加することはできない。

(2) 契約書案について

民法改正を踏まえた新海投システム構築契約案は、今後の本公告に向けて準備予定。